

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： 下水道局

事業種名： 下水道の整備

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

現在、流域下水道事業は、公共下水道の普及促進に伴う関連市町からの流入下水量の増加と将来の流域人口減少を見据えた、下水処理施設の整備を行っている。また、施設の老朽化や耐震化対策に伴う改築・更新を並行して行っているところである。

計画段階では、水質向上に向けた水処理施設への高度処理の導入、汚泥の減容化・有効活用のための汚泥処理施設の導入を事業計画に位置付けた。

設計・施工段階では、施設への高効率機器の導入を進めると共に、環境対策型建設機械の使用や再生材の利用など環境へ考慮した工事施工に努めた。

管理段階では、運転管理の工夫などにより水質改善や効率的な汚泥処理の実現を図った。また、ホームページで県民に対して流域下水道事業の情報提供を行っている。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

汚泥消化ガス発電設備の導入による下水汚泥の有効活用や、汚泥焼却炉の自燃運転により温室効果ガス排出量が削減された。

また、段階的・高度処理など水処理施設の適切な運転管理により、水質環境基準を満たし水質保全に寄与した。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

下水道事業では処理の過程で膨大な電気やガスなどのエネルギーを消費するとともに、汚泥の焼却に伴い大量の温室効果ガスを排出している。そのため、省エネルギー機器の導入、運転方法の改善、及び下水汚泥など下水道資源の有効活用をとおり、地球温暖化対策を進めていく。

4 課 題

(環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。)

国の温室効果ガス削減目標の引き上げを踏まえ、新たな下水処理技術の導入やより一層効率的な運転方法などを検討する必要がある。

5 事業一覧

(様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表－ 2 のとおり

別表 2
個別評価事業一覧

事業年度：令和5年度

部局名：下水道局

事業種名：下水道の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	荒川左岸南部流域下水道事業	設計・施工段階	34	26	76.47058824	3
2	荒川左岸南部流域下水道事業	管理段階	38	33	86.84210526	4
3	荒川右岸流域下水道事業	計画段階	19	19	100	5
4	荒川右岸流域下水道事業	設計・施工段階	31	31	100	5
5	荒川右岸流域下水道事業	管理段階	35	34	97.14285714	5
6	荒川左岸北部流域下水道事業	設計・施工段階	34	31	91.17647059	5
7	荒川左岸北部流域下水道事業	管理段階	31	31	100	5
8	中川流域下水道事業	計画段階	12	12	100	5
9	中川流域下水道事業	設計・施工段階	31	31	100	5
10	中川流域下水道事業	管理段階	37	37	100	5
11	古利根川流域下水道事業	設計・施工段階	34	31	91.17647059	5
12	古利根川流域下水道事業	管理段階	31	31	100	5
13	荒川上流下水道事業	設計・施工段階	34	31	91.17647059	5
14	荒川上流下水道事業	管理段階	31	31	100	5
15	市野川流域下水道事業	設計・施工段階	34	31	91.17647059	5
16	市野川流域下水道事業	管理段階	31	31	100	5
17	利根川右岸流域下水道事業	設計・施工段階	34	31	91.17647059	5
18	利根川右岸流域下水道事業	管理段階	31	31	100	5
	合計		562	533		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸南部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸南部流域下水道事業
事業の規模	約 21,037.8ha 約 1,737,930 人	実施場所	川口市外 4 市
計画期間	昭和 41 年度～令和 6 年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 川口市、さいたま市、上尾市、蕨市及び戸田市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸南部流域下水道の管渠に受け入れ、戸田市に位置する荒川水循環センターで汚水を再生（現在：嫌気好気活性汚泥法・高度処理、将来：高度処理）して荒川に放流する事業である。 併せて、荒川終末処理場（大宮）にて下水処理水を受入れ、処理後、さいたま新都心地区に中水として供給する事業も行っている。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ エネルギーの効率的利用を図る汚泥焼却炉の整備を進めた。
- ・ 効率的設備等の環境に配慮した施設の設計を実施した。
- ・ 工事に当たっては環境対策型建設機械の採用を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	荒川左岸南部流域下水道事業
-----	---------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。	○	✓

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
34	26

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
76.5%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸南部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸南部流域下水道事業
事業の規模	約 21,037.8ha 約 1,737,930 人	実施場所	川口市外 4 市
計画期間	昭和 41 年度～令和 6 年度	段階	管理段階
事業の概要： 川口市、さいたま市、上尾市、蕨市及び戸田市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸南部流域下水道の管渠に受け入れ、戸田市に位置する荒川水循環センターで汚水を再生（現在：標準活性汚泥法・高度処理、将来：高度処理）して荒川に放流する事業である。 併せて、荒川終末処理場（大宮）にて下水処理水を受入れ、処理後、さいたま新都心地区に中水として供給する事業も行っている。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ ケーキ乾燥機を利用することで汚泥焼却施設の廃熱を有効利用した。
- ・ 温室効果ガス排出量削減のため、焼却炉を高温焼却運転とし管理している。
- ・ さいたま新都心区域にトイレ雑用水を供給した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	荒川左岸南部流域下水道事業
-----	---------------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	✓
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓
	9	建物の断熱化を図る。		

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	

合計	
(a)	(b)
38	33

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
86.8%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川右岸下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川右岸流域下水道事業
事業の規模	約19,185.4ha、1,417,910人	実施場所	川越市外9市3町
計画期間	昭和46年度～令和6年度	段階	計画段階
事業の概要： 県の中央西部地域の川越市外9市3町において、公共下水道事業で集められた下水を流域下水道の管渠に受け入れ、和光市と川越市にある終末処理場で処理し、処理水を一級河川新河岸川と不老川に放流する。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・高度処理水を不老川の浄化用水として利用し、河川の水質改善を図った。 ・事務所のホームページにより、県民に対して情報を提供している。 ・廃棄物の減容化と資源の有効活用のため汚泥処理施設を適切に計画した。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	荒川右岸流域下水道事業
-----	-------------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○	✓
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	—	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。		

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。		
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
19	19

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が４以上の事業にあつては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあつては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川右岸下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川右岸流域下水道事業
事業の規模	約19,185.4ha、1,417,910人	実施場所	川越市外9市3町
計画期間	昭和46年度～令和6年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 県の中央西部地域の川越市外9市3町において、公共下水道事業で集められた下水を流域下水道の管渠に受け入れ、和光市と川越市にある終末処理場で処理し、処理水を一級河川新河岸川と不老川に放流する。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を進めるとともに、環境対策型建設機械の使用に努めている。

・廃棄物の減容化と資源の有効活用のため汚泥処理施設の改築・修繕工事等を施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	荒川右岸流域下水道事業
-----	-------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。	○	✓

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
31	31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が４以上の事業にあつては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあつては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川右岸下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川右岸流域下水道事業
事業の規模	約18,924,5ha、1,430,210人	実施場所	川越市外9市3町
計画期間	昭和46年度～令和5年度	段階	管理段階
事業の概要： 県の中央西部地域の川越市外9市3町において、公共下水道事業で集められた下水を流域下水道の管渠に受け入れ、和光市と川越市にある終末処理場で処理し、処理水を一級河川新河岸川と不老川に放流する。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・高度処理水を不老川の浄化用水として利用し、河川の水質改善を図った。
- ・事務所のホームページにより、県民に対して情報を提供している。
- ・廃棄物の減容化と資源の有効活用のため汚泥処理施設を適切に管理した。
- ・下水処理施設の覆蓋上部について公園として整備することとしている和光市に対し、引き続き事業促進に協力する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・県民に対する下水道の啓発イベント等については新型コロナウイルス感染症の感染リスクの回避のため実施できなかった

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	荒川右岸流域下水道事業
-----	-------------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	✓
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓
	9	建物の断熱化を図る。		

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、ＰＣＢ含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計	
(a)	(b)
35	34

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
97.1%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が４以上の事業にあつては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあつては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸北部流域下水道事業
事業の規模	6,446ha 327,370人	実施場所	桶川市外4市
計画期間	昭和46年度～令和5年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市及び北本市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸北部流域下水道の管渠に受け入れ、桶川市に位置する元荒川水循環センターで汚水を処理して元荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・廃棄物の減容化と資源の有効利用を図るため、汚泥処理施設の改築工事等を施工した。
- ・再生材料を使用し施工した。
- ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	荒川左岸北部流域下水道事業
-----	---------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。	○	✓

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
34	31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
91.2%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が４以上の事業にあつては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあつては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸北部流域下水道事業
事業の規模	6,446ha 346,108人	実施場所	桶川市外4市
計画期間	昭和46年度～令和5年度	段階	管理段階
事業の概要： 熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市及び北本市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸北部流域下水道の管渠に受け入れ、桶川市に位置する元荒川水循環センターで汚水を処理して元荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 元荒川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設を管理した。
- 焼却炉の自燃運転を行い、温室効果ガスの削減を図った。
- 事務所のホームページで、県民に対して荒川左岸北部流域下水道事業の情報提供を行っている。
- 管理本館1階を改修して下水道PRコーナーを設置するなど、下水道事業に対する理解と普及啓発を実施した。
- 「バイオガス発電」のリーフレットを作成し、下水汚泥の再利用について広く普及啓発を図っている。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	荒川左岸北部流域下水道事業
-----	---------------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	✓
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓

	9	建物の断熱化を図る。		
	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	-	
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、ＰＣＢ含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	-	
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	-	
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	-	
	5	県産木材の積極的活用を図る。	-	

基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

該当

実施

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計

(a)

(b)

31

31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率(%) = $b \div a \times 100$

実施率

100.0%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70%以上である。

2：実施率が、50%以上70%未満である。

1：実施率が、50%未満である。

総合評価

5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 中川下水道事務所

事業の種類	下水道の整備	事業名	中川流域下水道事業
事業の規模	18,583.2 ha、1,297,550 人	実施場所	越谷市ほか10市4町
計画期間	昭和47年～令和6年度	段階	計画段階
事業の概要： 越谷市ほか10市4町の流域関連公共下水道で集めた汚水の中川流域下水道の管渠に受入れ、三郷市に位置する中川水循環センターで汚水処理（現在：硝化脱窒型嫌気好気活性汚泥法・高度処理、将来：高度処理）して中川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 中川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- 東京湾の水質環境基準（項目：COD、T-N、T-P）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- 廃棄物の減量化と資源の有効活用のため汚泥処理施設を計画した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	中川流域下水道事業
-----	-----------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○	✓
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	-	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。		

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	-	
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	-	
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	-	
	5	県産木材の積極的活用を図る。	-	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	-	

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	-	
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	-	
	5	節水機器の採用に努める。		
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	-	
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
12	12

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が４以上の事業にあつては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあつては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 中川下水道事務所

事業の種類	下水道の整備	事業名	中川流域下水道事業
事業の規模	18,583.2 ha、1,297,550 人	実施場所	越谷市ほか10市4町
計画期間	昭和47年～令和6年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 越谷市ほか10市4町の流域関連公共下水道で集めた汚水の中川流域下水道の管渠に受入れ、三郷市に位置する中川水循環センターで汚水処理（現在：硝化脱窒型嫌気好機活性汚泥法・高度処理、将来：高度処理）して中川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 施設の改築にあたり、高効率機器の利用等に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	中川流域下水道事業
-----	-----------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	-	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。	-	

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	-	
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
31	31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 中川下水道事務所

事業の種類	下水道の整備	事業名	中川流域下水道事業
事業の規模	18,583.2 ha、1,297,550 人	実施場所	越谷市ほか10市4町
計画期間	昭和47年～令和6年度	段階	管理段階
事業の概要： 越谷市ほか10市4町の流域関連公共下水道で集めた汚水の中川流域下水道の管渠に受入れ、三郷市に位置する中川水循環センターで汚水処理（現在：硝化脱窒型嫌気好機活性汚泥法・高度処理、将来：高度処理）して中川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 水処理施設上部の覆蓋に対して、周辺住民が自由に利用できる施設としての活用を進めた。
- ・ 事務所のホームページで、県民に対して中川流域下水道事業の情報提供を行っている。
- ・ 廃棄物の減容化と資源の有効活用のため、汚泥処理施設を適切に管理した。
- ・ 焼却炉の自然運転を行い、温室効果ガスの削減を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	中川流域下水道事業
-----	-----------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	-	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	✓
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓
	9	建物の断熱化を図る。		

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計	
(a)	(b)
37	37

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が４以上の事業にあっては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあっては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	古利根川流域下水道事業
事業の規模	2,400.9ha 114,170人	実施場所	久喜市、加須市
計画期間	昭和52年度～令和5年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 久喜市及び加須市の公共下水道で集めた下水を古利根川流域下水道の管渠に受け入れ、久喜市に位置する古利根川水循環センターで汚水进行处理して大落古利根川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や週末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・廃棄物の減容化と資源の有効利用を図るため、汚泥処理施設の改築工事等を設計した。
- ・再生材料を使用し施工した。
- ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	古利根川流域下水道事業
-----	-------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。	○	✓

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
34	31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
91.2%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が４以上の事業にあつては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあつては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	古利根川流域下水道事業
事業の規模	2,400.9ha 114,170人	実施場所	久喜市、加須市
計画期間	昭和52年度～令和5年度	段階	管理段階
事業の概要： 久喜市及び加須市の公共下水道で集めた下水を古利根川流域下水道の管渠に受け入れ、久喜市に位置する古利根川水循環センターで汚水进行处理して大落古利根川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や週末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・大落古利根川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- ・東京湾の水質環境基準（項目：COD、T-N、T-P）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- ・廃棄物の減容化と資源の有効活用のため、汚泥処理施設を計画した。
- ・処理場内に動植物（ホタル舎）の生息空間を計画した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・特になし

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	古利根川流域下水道事業
-----	-------------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	✓
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓

	9	建物の断熱化を図る。		
	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	-	
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、ＰＣＢ含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	-	
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	-	
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	-	
	5	県産木材の積極的活用を図る。	-	

基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	－	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	－	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計

(a) (b)

31 31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率

100.0%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価

5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川上流流域下水道事業
事業の規模	1,031.7ha 18,990人	実施場所	深谷市、寄居町
計画期間	昭和61年度～令和5年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 深谷市及び寄居町の公共下水道で集めた汚水を荒川上流流域下水道の管渠に受け入れ、深谷市に位置する荒川上流水循環センターで汚水を処理して荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設等を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 再生材料を使用し施工した。
- 環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	荒川上流流域下水道事業
-----	-------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。	○	✓

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり	該当	実施
--------------------------------------	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
34	31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
91.2%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が４以上の事業にあつては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあつては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川上流流域下水道事業
事業の規模	1,031.7ha 18,990人	実施場所	深谷市、寄居町
計画期間	昭和61年度～令和5年度	段階	管理段階
事業の概要： 深谷市及び寄居町の公共下水道で集めた汚水を荒川上流流域下水道の管渠に受け入れ、深谷市に位置する荒川上流水循環センターで汚水を処理して荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設等を行っている。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・荒川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設を管理した。
- ・廃棄物の減容化と資源の有効活用のため、汚泥処理施設を適切に管理した。
- ・事務所のホームページで、県民に対して荒川上流流域下水道事業の情報提供を行っている。
- ・発生汚泥の肥料化に関する実証実験を実施した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	荒川上流流域下水道事業
-----	-------------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	✓
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓

	9	建物の断熱化を図る。		
	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	-	
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、ＰＣＢ含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	-	
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	-	
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	-	
	5	県産木材の積極的活用を図る。	-	

基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	－	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	－	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計	
(a)	(b)
31	31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80％以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70％以上である。

2：実施率が、50％以上70％未満である。

1：実施率が、50％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	市野川流域下水道事業
事業の規模	1, 171. 9ha 35, 730人	実施場所	滑川町外 2 町
計画期間	昭和 6 3 年度～令和 5 年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 滑川町、嵐山町、小川町の公共下水道で集めた汚水を市野川流域下水道の管渠に受け入れ、滑川町に位置する市野川水循環センターで汚水を処理して市野川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 再生材料を使用し施工した。
- 環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	市野川流域下水道事業
-----	------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。	○	✓

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
34	31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
91.2%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が４以上の事業にあつては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあつては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	市野川流域下水道事業
事業の規模	1, 171. 9ha 35, 730人	実施場所	滑川町外 2 町
計画期間	昭和 6 3 年度～令和 5 年度	段階	管理段階
事業の概要： 滑川町、嵐山町、小川町の公共下水道で集めた汚水を市野川流域下水道の管渠に受け入れ、滑川町に位置する市野川水循環センターで汚水を処理して市野川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－ 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・市野川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設を管理した。
- ・廃棄物の減容化と資源の有効利用のために、汚泥処理施設を適切に管理した。
- ・事務所のホームページで、県民に対して市野川流域下水道事業の情報提供を行っている。
- ・発生汚泥の肥料化に関する実証実験を実施した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	市野川流域下水道事業
-----	------------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	✓
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓

	9	建物の断熱化を図る。		
	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	-	
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、ＰＣＢ含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	-	
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	-	
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	-	
	5	県産木材の積極的活用を図る。	-	

基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	－	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	－	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

該当

実施

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計

(a)

(b)

31

31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率

100.0%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70%以上である。

2：実施率が、50%以上70%未満である。

1：実施率が、50%未満である。

総合評価

5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	利根川右岸流域下水道事業
事業の規模	1,832.4ha 60,549人	実施場所	本庄市外3町
計画期間	平成16年度～令和5年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 本庄市、美里町、神川町及び上里町の公共下水道で集めた汚水を利根川右岸流域下水道の管渠に受け入れ本庄市に位置する小山川水循環センターで汚水を処理して女堀川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・廃棄物の減容化と資源の有効利用を図るため、汚泥処理施設の改築・増設工事を施工した。
- ・再生材料を使用し施工した。
- ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	利根川右岸流域下水道事業
-----	--------------

配慮時期	設計・施工段階
------	---------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。	○	✓

	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓

個別事項	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
--------------------------------------	--	--	----	----

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
34	31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率
91.2%

【総合評価の評価基準】

５：実施率が９０％以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

４：実施率が８０％以上で、かつ、基準５には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

３：実施率が、７０％以上である。

２：実施率が、５０％以上７０％未満である。

１：実施率が、５０％未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が４以上の事業にあつては、様式第１号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が２以下の事業にあつては、様式第１号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が３以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	利根川右岸流域下水道事業
事業の規模	1,832.4ha 60,549人	実施場所	本庄市外3町
計画期間	平成16年度～令和5年度	段階	管理段階
事業の概要： 本庄市、美里町、神川町及び上里町の公共下水道で集めた汚水を利根川右岸流域下水道の管渠に受け入れ本庄市に位置する小山川水循環センターで汚水を再生して女堀川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】
評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・事務所のホームページで、県民に対して利根川右岸流域下水道事業の情報提供を行っている。
- ・発生汚泥の肥料化に関する実証実験を実施した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	小山川流域下水道事業
-----	------------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	✓
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	✓
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	✓
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓

	9	建物の断熱化を図る。		
	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	-	
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、ＰＣＢ含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	-	
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	-	
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	-	
	5	県産木材の積極的活用を図る。	-	

基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	✓
	5	節水機器の採用に努める。	○	✓
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	✓
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

該当

実施

個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計

(a)

(b)

31

31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率（％）＝ $b \div a \times 100$

実施率

100.0%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70%以上である。

2：実施率が、50%以上70%未満である。

1：実施率が、50%未満である。

総合評価

5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。